

<p>① 実行委員会が主催しているが、その費用支出が財団の費用と一緒に経理されていて、区分が不明確である。</p> <p>② 当該イベントの収入と支出に関する処理が簿外となっている。また、事業費の不足分を財団が負担し、印刷製本費という科目で経理処理しているが、寄付金という科目で処理すべきである。</p> <p>③ 事業費の不足額について、実行委員会が他団体に提出している実績報告書がないため支出金額の検証ができない。</p> <p>(8) 地場産業まつりは当財団が主催しているが、収入及び事業費 1,044 千円とともに決算書の中で処理されず簿外処理されている。収入及び事業費全体を決算書に反映する必要がある。一部を除くと経理的な不正につながることもあるため、会計規則に準拠して会計処理すべきである。</p>	<p>平成20年度は、財団と実行委員会の経理区分を明確にした。</p> <p>平成21年度からは、実行委員会が財団からの支出金と他団体からの補助金等を併せて経理し、会計処理を一本化する。財団からの支出科目については、「負担金」で経理処理する。</p> <p>財団は実績報告書により支出金額を検証していくこととする。</p> <p>平成21年度から、事業参加企業からの協力金等は、財団収入へ計上するとともに、事業経費についても全てを財団支出に計上して会計処理する。</p>	<p>(財) 山梨県国際交流協会</p> <p>(1) 現金や預金の管理で問題と考慮される事項として次のものがある。</p> <p>① (財) 山梨県国際交流協会互助会名義で普通預金669,122円を保管している。この残高は平成14年8月28日以降動きがない。これは、旅行土産パソコンレット手数料等であり、雑収入に計上すべきものである。</p> <p>② お祝金30,000円をもらったにも係わらず会計処理が行われておらず、また、不明な現金等49,961円がある。</p>	<p>口座の残高の経緯について確認し、一般会計の雑収入として処理を行った。</p> <p>現金等の入手経緯について確認し、次のとおり処理を行った。なお、不明な現金は 50,061円が正当。</p>
<p>る。また、外貨コイン等が約400枚あり、適切な処理が必要である。</p> <p>③ 簿外の切手・ハガキ等が3,564円ある。また、ビール券2枚もあった。</p>	<p>① 一般会計の雑収入として処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お祝い金 30,000円</li> <li>・その他現金 12,061円</li> </ul> <p>② 遺失物として警察に届け出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財布の落とし物 38,000円</li> <li>・ユニセフへ寄付</li> <li>・外貨コイン約400枚</li> </ul> <p>④ 関係者に返金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任意親睦団体参加費 1,815円</li> </ul> <p>ハガキ等の入手経緯について確認し、次のとおり処理を行った。</p> <p>① 切手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便切手等受払簿に記帳し払い出し</li> </ul> <p>② ハガキ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便切手等受払簿に記帳し払い出し</li> </ul> <p>③ ビール券</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年12月に開催のワールドチャリテイークリスマスで景品として使用</li> </ul> <p>各通帳の残高及び口座の経緯を確認し、次のとおり処理を行った。</p> <p>① 口座の解約 (残高なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(財) 山梨県国際交流協会会長理事 天野建</li> <li>・(財) 山梨県国際交流協会 黒澤幸昭</li> <li>・(財) 山梨県農業拓殖基金協会</li> <li>・(財) 山梨県国際交流協会会長理事 黒澤幸昭</li> </ul> <p>② 口座を解約し、残高を一般会計の雑収入として処理を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(財) 山梨県海外協会会長 望月幸明</li> <li>・ブラジルの音楽と踊りと生活の祭典代表 野沢正人</li> <li>・メキシコフエスタ97実行委員会事務局会長 天野建</li> <li>・日本語教師の会 代表 丸山みか</li> </ul> <p>③ 口座名義の団体に返還</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パーテイヤ4 代表 米山麻理子</li> <li>・パーテイヤ5 代表 丸山みか</li> </ul>		

(2) (財) 山梨県国際交流協会が賃借している甲府市飯田二丁目1158番地の駐車場は、ほとんど利用されていないため契約期間満了時に解約し、年間支払額2,125,000円について厳しい財政事情の協会の負担を軽減すべきである。

(3) 法人税の申告漏れ額は2,972,000円と考えられ、法人税等の納付不足額930,900円が発生していると思われる。

(財) 山梨県国際交流協会の法人税の申告については、証紙等特別会計を申告の対象としているが、一般会計の中に収益事業(指定管理者に伴う請負事業等)が含まれており、当該部分は法人税の申告の対象となる。(但し、消費税の申告は指定管理者分も含めた処理が行われていた。)従って、指定管理者の請負事業部分の費用を再確認のうえ、適切な法人税申告に努めることが必要である。また、平成19年度に消費税の課税売上が50万円を超えたため、平成21年度からは簡易課税ではなく、原則課税になるので留意する必要がある。

第二駐車場は、土日祝日に行う当協会のイベントや講演会のみの使用目的で賃借しているものではない。平日も含めた当センターの大会議室の利用者やバスポートセンターの申請者、中小企業会館における会議・研修等の来客により、敷地内の駐車スペースだけでは収容しきれない状況に対処するため、当センター開設時から使用しており、上記施設利用者に起因する、第二駐車場の利用率は高い。今後、当センターと中小企業会館で継続して使用する必要性があるため、平成22年3月末の契約更新までに、使用頻度に応じた負担割合を検討していく。

甲府税務署に確認を行うとともに、公認会計士の指導のもと、次のとおり処理を行った。

- ①平成20年度会計
  - ・指定管理業務は「請負業務」に該当するため、従来の収入証紙・印紙販売分に加えて法人税の申告を行った。
  - ・語学講座については、自主財源による実施及び協会の自主事業の二点により、「技芸教授業」に列記された収益事業のいずれにも該当しないため申告は不要との甲府税務署の見解に従い、申告対象外とした。
- ②平成18、19年度会計
  - 公認会計士の指導のもと、修正申告を行った。
- ③平成20年度会計では、消費税の課税売上が50万円を下回っているため、簡易課税となる。平成19年度会計については、公認会計士の指導のもと、修正申告の際に課税売上額の精査を行い、原則課税又は簡易課税について適正に処理を行う。

(4) 平成20年5月22日の理事会第1号議案「平成19年度事業報告の件」において、付議された決算報告書と実際の決算報告書に総額で261,655円の差額が発生していた。実際の決算報告書を基に理事会で審議すべきである。

(5) (財) 山梨県国際交流協会は、基本財産として国債・地方債等を満期保有目的で取得している。この国債・地方債等を時価で評価して平成19年度に基本財産評価損2,471,500円計上しているが、公益法人会計基準では満期保有目的の債券については、評価損益を計上しないことになっているので修正する必要がある。

(6)

① 賞与引当金の会計上の考え方が誤っており、平成20年3月31日現在694,377円過大に計上されている。(これは損金として計上されなかったため、税務計算上の調整が必要と考えられる。)

② 退職給付引当金について、2名の勤続年数をそれぞれ1年少なく計算したため支給率の適用を誤り、337,761円過小に計上されていた。(これも税務計算上の調整が必要と考えられる。)

(7) 農業移住者等に係る債務保証事業を行うため農業拓殖基金特別会計を設け、現金・預金、出資金の資産を24,816,541円保有しているが、昭和56年以来27年間全く債務保証事業が行われていない。当該特別会計および当該事業は既に役目を終わっているため廃止すべきである。

平成19年度会計の決算数値について修正を行い、平成21年3月末の理事会において再承認を得た。

公認会計士の指導のもと、公益法人会計基準に従い、平成20年度会計の決算において過年度決算数値の修正処理を行った。

公認会計士の指導のもと、次の処理を行い、修正申告を行った。  
賞与引当金の適正な対象期間(4ヶ月)により計算を行い、必要な計上を行った。

平成19年度引当額、平成20年度引当額について、適正な支給率により計算を行い、必要な計上を行った。

農業移住者等に係る債務保証事業について、国や他県の状況等を注視するとともに、本県における事業の必要性を勘案しながら、廃止の方向で関係機関と協議していく。

<p>(8) 海外県人会等支援について、次の問題点がある。</p> <p>①事業費補助として補助金を交付しているが、フラジール山梨県人会のみ事業費に対して100%補助となっており、他の2県人会との間に著しい補助率の差が生じている。</p>	<p>指摘に従い、次の方針で改善を図っていく。</p> <p>フラジールの場合、過去の慣例により、事業実施に要した全費用ではなく、補助額と同額を事業費として報告がされてきたため、他の県人会と同様、本来の事業費を計上した事業計画書及び実績報告書を徴することにより、均衡の取れた補助率が確認できるよう事務処理を行う。</p>	<p>した。</p>
<p>②事業実績報告書には、支出内訳のわかる領収書、事業実績の証拠写真、参加者名簿の添付を義務付けているが、上記3県会とも、写真のみの添付で領収書の添付は一つもない。</p>	<p>領収書の徴収について各県会に対し改善を求めていく。</p>	<p>(財) 山梨県農業振興公社</p> <p>(1) 〈寄付行為(定款)について〉  (財) 山梨県農業振興公社の寄付行為(定款)の規程において、出資金の返還条項が定められ出資金507百万円を返還することができることとなっている。しかし、行政実例によると公益法人に出捐された財産は、公益目的に供するため返還されないことを前提としたものであり、出資額の払い戻しはできないと解される。従って、当財団の寄付行為(定款)の規程を改正することが必要である。</p> <p>(2) 〈会計処理について〉  旧敷島町の平成11年度土地の売渡による売却損14,545千円のうち、平成11年度に売却損5,639千円を用地価格変動等積立金(預金)を取り崩して穴埋めしたため、会計上は土地売却損が計上されていない。また、残りの8,906千円は未処理のまま現在に至っている。本来は差損を用地価格変動等準備金で全額処理すべきであったが、売却損を約10年未処理のまま決算報告書を作成していた。平成20年度において、未処理の売却損に伴う会計処理を行い、今後は未処理の会計処理がないようにすべきである。</p>
<p>③為替換算リスクがあるが、補助金額を算定するに当たり、それをどの時点で捉えもしくは認識すべきかが曖昧になっている。</p>	<p>為替の変動による差額の発生が最小にとどまるよう、送金日のレートなど、適正な時期により算定するよう改善を図っていく。</p> <p>指摘に従い、次のとおり改善を図った。</p>	<p>平成20年度会計において用地価格変動等準備金で、未処理分8,906千円の処理を行った。今後、同様なことがないよう適正な会計処理を徹底する。</p>
<p>(9) 会議室利用料と宿泊者利用料の管理について内部統制上改善の余地がある。山梨県の施設である山梨県国際交流センターには、留学生等を対象とした宿泊施設と会議室がある。その利用料金及び宿泊料金の收受管理について、当財団は、事務委託を受けている。その利用料金及び宿泊料金の一部は、現金で收受するが、その管理帳票に内部牽制上改良の余地がある。</p> <p>①現金收受時の現金領収書の書き損じの処理(書き損じた場合に正1枚控2枚をホッチキス止めし二重線で無効にしているのみ)</p> <p>②収入徴収原簿(第1号様式)と会議室利用状況の表との突合</p>	<p>書き損じた領収書を管理者が確認し、その理由とその事実を検証する内部牽制システムとした。</p> <p>会議室利用状況(表)の日付欄に、その日の現金収受額を記載し、収入徴収原簿と併せて管理者が検証するシステムと</p>	<p>「重要な会計方針」の引当金(①貸借事業推進積立金 ②用地価格変動等準備金 ③就農支援資金免除引当金)の計上基準が曖昧であり、毎決算期に正しく計算されているとは認めがたい。</p> <p>① 貸借事業推進積立金：小作料減額引当金へ科目変更し、運用規程を</p> <p>貸借事業推進積立金(全国協会は小作料減額引当金)：平成21年度に全国協会</p>

<p>見直すとともに、事業年度ごとに必要額を計上すべきである。</p>	<p>の基準に基づき科目名を変更し、運用規程の見直しを行う。</p>	<p>上分かりづらくなっている中で、購入時の費用・収益の計上はやめるべきである。</p>	<p>受託事業における人件費については、平成20年度から従事時間による積算に変更した。また、間接経費については平成21年度に全体の共通経費の按分基準を定める。</p>
<p>② 用地価格変動等準備金：運用益に余剰が生じた時に計上しているが、農地等の時価が取得価額（簿価）より下落したときにその差額を計上するものである。本来の基準で計上すべきである。同準備金処分規程を見直すとともに、科目を「合理化事業用地損失引当金」と変更すること。また、貸借対照表においては負債の部ではなく合理化事業用地（資産）の控除項目として表示する。</p>	<p>用地価格変動等準備金(全国協会は合理化事業用地損失引当金)：全国協会では当該引当金を平成21年度に廃止する予定であるため、公社では長期保有農地を全て売却し差損処理を行った後、平成21年度末をもって当該準備金を廃止する。</p>	<p>② 受託事業費の詳細な原価計算が行われていないので、詳細な原価計算を行う必要がある。</p>	<p>受託事業を利用しやすくなるために、就農支援資金貸付規程並びに同借用証書特約条項を改正し、貸付に係る保証人の数を2名以上から、1名以上とした。(H21.1.1施行) また、資金の活用については就農相談会の折で積極的にPR活動を行っている。</p>
<p>③ 就農支援資金免除引当金：現状の就農支援資金貸付償還免除規定に基づくと、最終償還年度の償還金額の一部(10%以内)を免除することになっているため、引当金を計上しているものである。従って、今後計上するのであれば引当金の計上基準を明確にして現在過大となっている金額は取り崩す必要がある。</p>	<p>就農支援資金免除引当金：就農促進のための施策として貸付金の一部償還免除は今後とも必要であり、平成21年度に引当金の計上基準を規定した上で、必要額を計上する。</p>	<p>(5) 就農支援資金貸付事業において ① これまで延べ1億円余りの資金貸付の実績があるが、最近の貸付状況は平成18年度1件、19年度は0件となっている。平成19年度末現在の貸付残額は40,042,000円、残りの41,752,000円は貸付け準備金として普通預金に預けられている。貸付件数が減少している理由は様々な要因が考えられると思うが、資金のPRや貸付条件の緩和等、無利子資金が有効に活用されるよう努める必要がある。</p>	<p>就農支援資金を利用しやすくなるために、就農支援資金貸付規程並びに同借用証書特約条項を改正し、貸付に係る保証人の数を2名以上から、1名以上とした。(H21.1.1施行) また、資金の活用については就農相談会の折で積極的にPR活動を行っている。</p>
<p>④ 上記とは別に貸倒引当金の計上がないので検討すべきである。</p>	<p>貸借事業及び就農支援資金の貸倒引当金については、平成21年度に計上を検討し、必要な基準等を整備する。</p>	<p>② 貸付資金の償還金延滞に係る違約金未収額の一部625,627円が計上されていない。</p>	<p>未計上の延滞金違約金については、平成20年度会計で未収金として計上した。</p>
<p>法人登記の登記簿謄本において、登記事項の「資産の総額」が300万円と登記されているが、実際は664,283,067円である。修正を行うべきであったが、平成20年12月1日以降「資産の総額」について職権抹消されることとなった。</p>	<p>法人登記の手続きについては、今後も引き続き適正に処理していく。</p>	<p>(6) 〈長期保有農地について〉 長期保有農地13件(帳簿価格74,038,013円)について、3度の公募売渡を実施するも売却できない。このため、土地の評価額(20年度評価額52,909,197円)の見直しを行い売却促進する必要がある。現在、国の農地保有合理化緊急売買促進事業によって、公社の売却損については、約2割の助成金が支給されるため、助成期間(平成22年度まで)を有効に活用すべきである。</p>	<p>長期保有農地の早期売却を進めるため、平成20年度価格の見直しを実施し、担い手農業者等との交渉の結果、9件を売却した。残り4件についても、規模拡大を志向する担い手農業者との交渉により平成21年度中の売却を行うとともに、国の助成措置を活用し、売却差損の圧縮を図る。</p>
<p>(4) ① 農地保有合理化事業における会計処理で、土地の購入時の費用・収益が二重計上となっているため、会計</p>	<p>平成20年度会計処理から改善を行った。</p>	<p></p>	<p></p>